

国立市健全な財政運営に関する条例（案）逐条解説

1. 目次

第1章 総則

第1条 目的

第2条 基本理念

第3条 責務

第2章 財政運営上の基本原則

第4条 財政運営上の基本原則

第3章 財政運営上の留意事項

第5条 歳入及び歳出

第6条 予算の編成

第7条 行政評価の活用

第8条 特別会計の自立的な運営

第9条 補助金等の定期的な見直し

第10条 義務的経費の定期的な見直し

第11条 使用料等の定期的な見直し

第12条 公有財産の管理等

第13条 基金の管理

第14条 地方債の発行

第15条 財務書類の公表と活用

第16条 財政状況等の公表

第4章 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりへの対応

第17条 緊急性及び重要性の高い行政需要への対応

第5章 計画的な財政運営

第18条 総合計画策定における原則

第19条 財政収支見通し

第20条 財政運営判断指標の公表

第21条 個別計画の策定

第6章 雑則

第22条 委任

2. 逐条解説

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、限られた財源の範囲内で、市が必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、市の財政運営に関する基本事項を定めることにより、健全で規律のある財政運営の確保を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例を定める目的を規定しています。

市の財政は、少子高齢化や生産年齢人口の減少などの影響により、市税等の自主財源には限りが見込まれる一方、扶助費などの義務的経費の増は避けられない状況であり、また、新たな行政ニーズにも応えて行かなければならず、そのためには、健全で規律のある財政運営の確保を図る必要があります。

このことから、市の財政運営に関する基本事項を本条例に定めることにより、健全で規律のある財政運営の確保を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的に定めています。

第2条 基本理念

市は、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、将来に責任を持ち、人口動態、社会経済状況等の変化に対応した計画的な財政運営を行わなければならない。

【解説】

市が財政運営を行うに当たっての基本理念を定めたものです。

会計年度独立の原則（地方自治法第208条第2項）から、各会計年度の歳出は、その年度の歳入で充てるべきです。このことか

ら、実質的な負担を将来世代へ先送ることとなる赤字地方債の発行や、過去世代の貯金を使うこととなる財政調整基金の取り崩しについては、なるべく避けるよう財政運営を行うべきです。また、行政業務には継続性があることから、滞りなくサービスを提供できるよう、総合計画に基づく計画的な財政運営を行うとともに、人口動態や社会経済状況等の変化にも対応する必要があります。

第3条 責務

市長は、基本理念にのっとり、健全で規律のある財政運営を行わなければならない。

2 市職員は、この条例を遵守し、誠実かつ効率的な職務遂行に努めなければならない。

3 市民は、行政活動によって得られる公共サービスが市民による相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。

【解説】

市が財政運営を行うに当たっての市長、市職員及び市民の責務を定めたものです。

第2章 財政運営上の基本原則

第4条 財政運営上の基本原則

市は、次に掲げる事項を基本原則として、財政運営に当たるものとする。

- (1) 将来にわたり必要な住民サービスを継続し、及び世代間の負担の公平を図るため、収支の均衡を保持すること。
- (2) 新たな行政需要に対応できるよう、財政の弾力性を確保すること。
- (3) 社会経済状況等の変化に即した中長期的な財政見通しの下、計画的かつ効率的な財政運営を行うこと。
- (4) 市民及び議会に対し、財政状況に関する情報を積極的に公表し、透明性の確保を図ること。
- (5) 健全で規律のある財政運営を行うことにより、行政サービスの質的向上を図ること。

【解説】

市が財政運営を行うに当たっての基本原則を定めたものです。

- (1) 当初予算や補正予算編成時には、財政調整基金の繰入れ（貯金の取崩し）などの財源調整を行うことで歳入歳出予算額が同額となっていることを認識した上で、予算執行に当たっては、歳出を抑制する努力に努めるとともに、歳入についても市税等の適切な収納に努めるほか、新たな財源の確保に努める必要があることを定めたものです。財政改革審議会最終答申における収支均衡の原則のことを指します。
- (2) 新たな政策事業を展開していくためには、財政の弾力性を高めるための努力を継続して行わなければなりません。そのため、歳出については事業の見直しや組替え等を積極的に検討し、及び実施するとともに、歳入については新たな財源の確保に努める必要があることを定めたものです。財政改革審議会最終答申における財政の弾力性の確保の原則のことを指します。
- (3) 市の会計は原則として単年度で予算・決算を行わなければなりません。一方、行政業務には継続性があり、滞りなく行政サービスを提供できるよう、総合計画に基づく計画的な財政運営を行うとともに、人口動態や社会経済状況等の変化にも対応する必要があります。そのため、予算編成に合わせ中長期見通し（実施計画・財政計画）を作成し、計画的・効率的な財政運営を行う必要があることを定めたものです。財政改革審議会最終答申における計画的な財政運営の原則のことを指します。
- (4) 予算情報（予算書・補正予算書）、決算情報（決算書・決算概況・財政白書）、中期財政収支見通し（実施計画・中期財政計画）、発生主義会計に基づく財務書類などを積極的に公開する必要があることを定めたものです。財政改革審議会最終答申における情報公開の原則のことを指します。
- (5) 本条例の目的にもあるように、健全で規律のある財政運営を行うことによる効果は、最終的には住民福祉の向上に寄与すべきあり、そのためには、事業の組替えや新たな発想・工夫により行政サービスの質的向上を目指す必要があることを定め

たものです。

第3章 財政運営上の留意事項

第5条 歳入及び歳出

市は、歳入について、安定的に財源を確保する方策を検討するとともに、市税等について適切な収納に努めるものとする。

2 市は、歳出について、継続的な事務の見直しを行うとともに、経費支出の効率化に努めるものとする。

【解説】

市財政運営上の2つの柱である歳入・歳出それぞれの留意事項を定めています。

歳入について、安定的な自主財源を確保する方策を検討するとともに、市税等について適切な収納（徴収・納付）に努めます。

また、歳出については、継続的な事務の見直しを行うとともに、経費支出についても効率化に努めます。

第6条 予算の編成

市長は、次に掲げる事項に留意して、予算の編成に当たるものとする。

- (1) 新たな行政ニーズを的確に捕捉するとともに、社会経済状況等の変化を考慮すること。
- (2) 将来において発生が見込まれる費用を適切に見込むこと。
- (3) 財源調達に当たっては、将来における負担の抑制に努めること。
- (4) 予算調製後に発生した事由による予算の追加及び変更については、補正予算による対応を基本とすること。

【解説】

予算編成（当初・補正）を行うに当たっての留意事項を定めています。

- (1) 住民福祉の向上に寄与するため、新たな行政ニーズを的確に補足するとともに、社会経済情勢の変化を考慮し、効果の低い

事務事業の組替えなどを積極的に進めながら予算を編成します。

(2) 短期的な視点だけでなく、事業実施に伴い将来的に発生するランニングコスト等も適切に試算し、総合的な検討を行った上で予算を編成します。

(3) 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賄うことが原則（地方財政法第5条）とされていますが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合や、収益的な投資のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等は、地方債を経費の財源とすることができます。しかしながら、地方債を発行した場合は翌年度以降の公債費の増加に直結することから、後年度の住民に過重な負担とならないよう十分留意した予算を編成します。

(4) 予算調製後に発生した事由による予算の追加・変更については補正予算による対応が基本（地方自治法第218条第1項）であり、予算の流・充用は、緊急の対応等の必要がある場合を除き行いません。

第7条 行政評価の活用

市は、健全で規律のある財政運営を行うため、行政評価を活用するものとする。

【解説】

行政評価システムによる施策の目的を踏まえた事業の優先順位付けと見直し・組替えを行うことで、効果的・効率的な財政運営に努めるとともに、透明性の高い行政運営を行うことを定めています。

第8条 特別会計の自立的な運営

市は、市が設置する特別会計について、独立した会計として、自立的な財政運営を行うものとする。

【解説】

国立市が設置している4特別会計(国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計)全てに当てはめます。特に、国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計の法定外繰出金を含めた多額の繰出金は国立市の財政運営上の課題の一つであることから、一般会計からの繰出金に恒常的に頼らない、自立的な財政運営を行うべきことを定めたものです。

第9条 補助金等の定期的な見直し

市長は、補助金等について、公益性、公平性、有効性等の観点から定期的な見直しを行わなければならない。

【解説】

市が公益上の必要性がある場合に支出する補助金や一部事務組合等への負担金等に係る見直しの考え方を定めたものです。なお、見直しは原則4年ごとに行います。

第10条 義務的経費の定期的な見直し

市長は、人件費、扶助費及び公債費について、財政の弾力性を確保するため、定期的な見直しを行わなければならない。

【解説】

市が支出する義務的経費(人件費、扶助費、公債費)についての見直しの考え方を定めたものです。なお、見直しは原則4年ごとに行います。

第 1 1 条 使用料等の定期的な見直し

市長は、使用料、手数料及び負担金について、受益と負担の関係等を考慮し、定期的な見直しを行わなければならない。

【解説】

市の収入である使用料（自転車駐車場使用料、コミュニティ施設使用料等）、手数料（各種証明手数料等）及び本人負担金（学童保育所本人負担金等）についての見直しの考え方を定めたものです。なお、見直しは原則 4 年ごとに行います。

第 1 2 条 公有財産の管理等

市長は、常に良好な状態において公有財産を管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

2 市長は、行政財産について、使用の状況等を踏まえ、必要に応じて用途の見直し及び統廃合の可能性を検討するものとする。

【解説】

公有財産（地方自治法第 238 条第 1 項）について、適切に管理するとともに、効率的に活用することを定めたものです。特に行政財産（地方自治法第 238 条第 4 項）については、使用の状況等を踏まえ、必要に応じて用途の見直しや統廃合の可能性を検討することを定めたものです。

第 1 3 条 基金の管理

市長は、緊急的な行政需要に対応するため、財政調整基金の留保に努めるものとする。

2 市長は、資金の留保の必要が認められる事業については、基金を設けて、計画的に資金の積立てを行うよう努めるものとする。

3 市長は、行政財産の適正な管理及び運営のため、計画的に基金への積立てを行うよう努めるものとする。

【解説】

市が設置する基金（地方自治法第 241 条第 1 項）の管理について定めたものです。

財政調整基金（地方財政法第4条の3第1項及び第7条第1項）については、常時一定の積立てを行い不測の事態に備えることを定めたものです。また、新たな政策的事業の実施に当たり多額の事業費が必要となる事業等については、特定目的基金の設置を検討するほか、行政財産の適正な管理及び運営のため、計画的に公共施設整備基金への積立てを行うことを定めたものです。

第14条 地方債の発行

市長は、地方債の発行に際し、将来の市民負担の妥当性及び後年度の財政運営に与える影響について検討しなければならない。

【解説】

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賄うことが原則（地方財政法第5条）とされていますが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合や、収益的な投資のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等は、地方債を経費の財源とすることができます。しかしながら、地方債を発行した場合は翌年度以降の公債費の増加に直結することから、後年度の住民に過重な負担とならないよう、その影響を十分検討した上で発行することを定めたものです。

第15条 財務書類の公表と活用

市長は、発生主義会計に基づく財務書類を議会に報告し、市民に公表するとともに、積極的に活用するものとする。

【解説】

発生主義会計に基づく財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成し、議会へ報告するとともに市民に公表することを定めたものです。また、債権管理や公共施設マネジメント、事業別や施設別の分析にも積極的に活用することを定めたものです。

第16条 財政状況等の公表

市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政状況の公表は、規則に定めるところにより行うものとする。

【解説】

「国立市財政事情の作成及び公表に関する条例」に規定されている内容を本条例に移すとともに、地方自治法第243条の3第1項に定める財政状況の公表について定めたものです。なお、「国立市財政事情の作成及び公表に関する条例」は本条例の付則により廃止します。

第4章 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりへの対応

第17条 緊急性及び重要性の高い行政需要への対応

市長は、災害等の不測の事態が生じた場合は、必要な財政措置を講じ、迅速かつ機動的に対応しなければならない。

2 市長は、重要性のある新たな行政課題に対応する場合は、その必要性、効果及び財源を明らかにした上で、対応するものとする。

【解説】

災害等の不測の事態が生じた場合は、迅速かつ機動的に対応するため、緊急的に予算措置し、執行しなければならないことを定めたものです。また、社会経済状況等の変化により発生した新たな行政課題に対し大きな財政出動が避けられない場合については、その必要性、効果及び財源を明らかにした上で予算措置し、予算執行することを定めたものです。

第5章 計画的な財政運営

第18条 総合計画策定における原則

市長は、総合計画の策定に当たっては、財源の根拠をもって策定しなければならない。

【解説】

「国立市総合基本計画に関する規則」第5条に定める基本計画の策定に当たっては、財源の裏付けが必要であることを定めたものです。

第19条 財政収支見通し

市長は、毎年度、中期的な期間における一般会計の財政収支を試算するとともに、当該期間中の各年度末の基金、地方債等の残高の見通しについて試算し、公表しなければならない。

【解説】

毎年度、実施計画や中期財政収支見通しを作成するとともに、基金残高、地方債等残高の見通しについても試算し公表することを定めたものです。

第20条 財政運営判断指標の公表

市長は、規則で定める財政運営判断指標を議会に報告し、市民に公表しなければならない。

【解説】

市が設定する財政運営判断指標について、議会に報告するとともに市民に公表することを定めたものです。財政運営判断指標は条例施行規則で定めることとしますが、「特定目的基金を含めた実質単年度収支」、「経常収支比率」、「義務的経費比率」、「人口1人当たりの基金現在高」、「人口1人当たりの地方債現在高」、「債務償還可能年数」を指標とする予定です。

「特定目的基金を含めた実質単年度収支」・・・決算において、基金の積立てや繰上償還をしなかった場合はその財源は不用額となるので更に黒字となり、また、逆に基金の取崩しをしなかった場合は更に赤字となることから、これらを除くことで収支に表れない財政運営の実態を測ることができます。

< 指標の活用 > 指標がプラスの場合は前年度に比べ貯蓄が増えたことを示し、逆にマイナスとなった場合は貯蓄が減っていることを示します。中長期的にマイナスの年度が続く場合は、健全な財政運営が行われていない状態となります。

計算式 普通会計の単年度収支 + 繰上償還額 + 基金積立額 - 基金取崩額

「経常収支比率」・・・経常的な収入で経常的な支出をどれだけ賄えているかを測ることができます。

< 指標の活用 > この比率が 100% を超えると経常的な収入で経常的な支出を賄えていないこととなり、臨時需要に対する財政的余裕がなくなっていることを示します。中長期的に 100% を超える年度が続く場合は財政の弾力化が確保できておらず、新たな市民ニーズ（臨時需要）への対応が難しい状態となります。

計算式 経常経費充当一般財源の額（歳出） / 経常一般財源（歳入） × 100（分母に臨時財政対策債を含まない）

「義務的経費比率」・・・市の一般財源の標準的な大きさに対する義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合を示したもので、財政構造の硬直性を測ることができます。

< 指標の活用 > この比率が高まるほど、毎年度の支出の変動幅が大きな他の経費（投資的経費、物件費、補助費等）への財政出動に適切に対応できなくなる可能性があります。この比率が年々高まっている場合は、財政が硬直化していることとなるため、突発的な支出増が発生する年度があった場合に柔軟な対応が難しい状態となります。

$$\frac{\text{計算式 (普通会計の義務的経費(人件費+扶助費+公債費) 充当一般財源等+東京都市町村総合交付金充当額)}}{\text{標準財政規模} \times 100}$$

「人口1人当たりの基金現在高」・・・住民に対して、普通会計の基金の現在高がどの程度あるのかを示すもので、基金現在高の大きさを測る指標です。

<指標の活用> この金額が低くなるほど、事業に活用できる基金の残高が減少し、基金の目的に沿った事業の展開ができなくなる可能性があります。

$$\frac{\text{計算式 普通会計の当該年度末の基金現在高}}{\text{当該年度1月1日の人口}}$$

「人口1人当たりの地方債現在高」・・・住民に対して、一般会計の地方債の現在高がどの程度あるのかを示すもので、地方債現在高の大きさを測る指標です。

<指標の活用> この金額が高くなるほど、地方債の残高に対する市民負担が大きくなっていることがわかり、借入れによる元利償還金が市財政を圧迫する可能性があります。

$$\frac{\text{計算式 普通会計の当該年度末の地方債現在高}}{\text{当該年度1月1日の人口}}$$

「債務償還可能年数」・・・用途が自由なお金を全て使ったと仮定して何年で債務を償還することができるかを示すもので、債務が返済可能な規模となっているかを判断するための指標です。

<指標の活用> この年数が増えるほど、地方債現在高の規模と返済に充てられる用途の自由な財源とに乖離があることがわかり、この場合、身の丈にあった財政運営ができていない可能性があります。

$$\frac{\text{計算式 普通会計の地方債残高}}{\text{((経常一般財源 + 臨時財政対策債借入額) - (経常経費充当一般財源 - 公債費元利償還分))}}$$

第 2 1 条 個別計画の策定

市長は、個別計画の策定に当たっては、財政収支見通しとの整合性及び当該計画に要する費用を考慮し、その実効性を高めるよう努めなければならない。

【解説】

個別計画の策定に当たっては、財政収支見通しとの整合性や当該計画に要する費用を考慮した上で、その実効性を高めるように努めなければならないことを定めたものです。

第 6 章 雑則

第 2 2 条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

条例の施行に当たって必要となる事項については、規則等で別途定めます。